



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 大垣共立銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 土 屋 嶮  
本 店 所 在 地 岐阜県大垣市郭町 3 丁目 98 番地  
(コード番号 8361 東証・名証各第一部)  
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 境 敏 幸  
Tel 0584-74-2111 (代表)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 21 日開催予定の第 205 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当行は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の単元株式数（売買単位）を現行の 1,000 株から 100 株に変更することを決議いたしました。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持するとともに、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当行株式について 10 株を 1 株とする株式併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	418,318,975 株
株式併合により減少する株式数	376,487,078 株
株式併合後の発行済株式総数	41,831,897 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たりの純資産額が 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

(4) 株式併合により減少する株式数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	28,401 名 (100.0%)	418,318,975 株 (100.0%)
10 株未満のみ所有株主	717 名 ( 2.5%)	1,886 株 ( 0.0%)
10 株以上所有株主	27,684 名 ( 97.5%)	418,317,089 株 (100.0%)

（注）上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 717 名（所有株式数の合計 1,886 株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

(6) 発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10 分の 1）で発行可能株式総数を次のとおり減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数
800,000,000 株	80,000,000 株

### 3. 定款一部変更

#### (1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。

なお、本定款変更は、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主総会における議案とすることなく行います。

#### (2) 定款変更の内容

当行定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件として平成29年10月1日をもって、次のとおり変更されます。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式  (発行可能株式総数) 第5条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>8億株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第2章 株 式  (発行可能株式総数) 第5条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>8千万株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

### 4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会決議日	平成29年6月21日(予定)
単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株主様宛株式割当通知の発送(予定)	平成29年11月上旬(予定)
端数株式処分代金支払開始日(予定)	平成29年12月中旬(予定)

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きとの関係により、東京証券取引所および名古屋証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以 上

添付資料：【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか？

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当行では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。また、株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当行では、10株を1株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当行は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当行株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q3. 所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	2,300株	2個	230株	2個	なし
例③	1,547株	1個	154株	1個	0.7株
例④	800株	なし	80株	なし	なし
例⑤	428株	なし	42株	なし	0.8株
例⑥	5株	なし	なし	なし	0.5株

- ・例③、例⑤、例⑥で発生する端数株式につきましては、当行が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。
- ・効力発生前の所有株式数が10株未満（例⑥）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。  
 なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 資産価値への影響はありますか？

- A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当行株式の資産価値に影響が生じることはありません。株式併合前後においては、ご所有の株式数は併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は併合前の10倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 5. 受け取る配当金への影響はありますか？

- A. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生日後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額の変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

- A. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

Q 7. 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか？

- A. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

当行の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話（フリーダイヤル） 0120(288)324

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以 上